

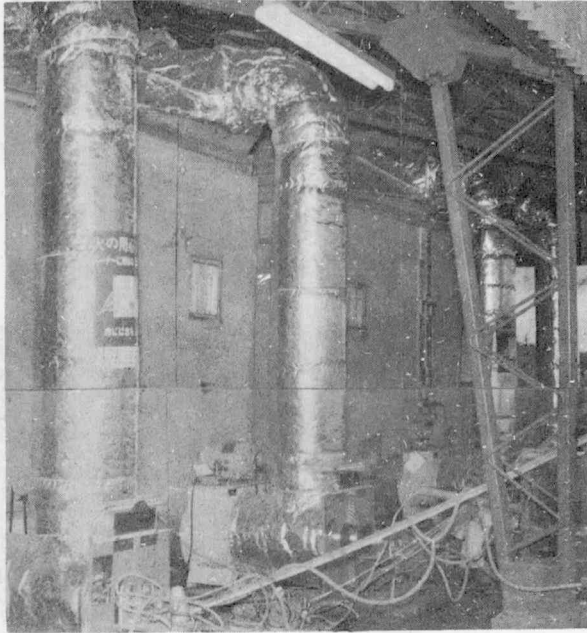
広報たしろ

昭和41年7月号

豊かで
明るく
住みよい } 町づくりに
努めましょう

編集と発行 鹿児島県肝属郡田代町役場
印刷 株式会社 綜合印刷

人口統計 6月末日現在 6,725人
男子 3,235人 女子 3,490人



辺切地区たばこ共同乾燥場落成

農業構造改善事業の一環として
たばこ共同乾燥場が、辺切部落
に、総経費六百九拾五万円で、三
三一、八平方メートル（一一七、五坪）
の一四室が去る七月五日落成いたし
ました。
建物は軽量鉄骨で、乾燥機も、
三州式一心号循環バルグと言う新
式の機械を取り入れたものです。

くらしの手帖

つゆあけから

成夏にかけて



今年のつゆあけはいつになるで
しょう。降らなければ農家はたい
へん……。都会は水道がでなくな
る……。降ればふったで水害……。伝

染病……。しかし天気のせいばかり
でなくて、人災によるものも多い
このごろです。

つゆあけをまって押し入れ、げ
た箱、台所の戸だな、たんすなど
を開いて風をとおし、かびをきれ
いにふき取りましょう。

冬物の夜具類はもとより、本、
カバン、くつなどみんなかびがは
えていますので風に当てて、しま
っておきましょう。

中下旬になると、花火大会や盆
おどり、登山、水泳など、戸外で
のたのしみが多くなります。

ことに小中高のおこさんのある
家庭、あるいは年ごろのむすこや
むすめをおもちの所では、何かに
つけて心配の多いものです。この
ような時、ただしかったり、おろ
おろするだけでは解決できません
おかあさん同志で話し合ったり、
学校の先生がたと連絡し合ったり
監視ではなくて、遠くから見守る
愛情といった心がまえで、たのし
い夏を過ぎさせるよう努力したいも
のです。

今月は学校も夏休みにはいりま
すので、おかあさん、おとうさん
たちも一日位は仕事のことも忘れ
て、小さなプランでも立てて実行
してみたいかがですか。気の合
ったおともだちでもおさそいして
……。

七月の主な行事予定

- 五日 農業委員会、共同乾燥場竣工式
- 六日 教育委員会、選挙管理委員会
- 七日 小組合長会、民生委員会
- 八日 婦人会長会、農業委員選挙告示
- 十日 花瀬、大原青年学級、大原校区婦人学級
- 十一日 開講式、団体長会
- 十二日 青少年問題協議会、畜業講演会
- 十三日 校長、教頭会
- 十五日 農業委員選挙、夏期講座、大原校区家庭教育学級、麓川原青年学級
- 十八日 社会教育委員会、招魂墓夏祭
- 十九日 部落懇談会二十三日まで
- 二十五日 花瀬、大原青年学級
- 二十六日 二十九日まで国民年金検認
- 三十日まで部落懇談会
- 三十日 三十一日、青年学級研修会

6月の田代農業 気象観測報告

最高	34.4℃	平均	26.9℃
最低	8.9℃	平均	16.8℃
平均	21.4℃	15mm	
雨量	451mm	平均	15mm
天気	晴	3	晴
	雲	13	雨

就任御あいさつ

町長 原 順

この度行われました町長選挙によりまして再び町長の職をやらして戴く事となりました。

過去四ヶ年の間町内各方面の方々の御指導をいただき色々と勉強をさせて戴きました。

又経験も致しました。此の四ヶ年間その経験をもとにしてただただ全心を打込んで町発展のため努力をかかえて行く覚悟であります。

何とぞ此の上ながら御支援下さる様お願い申し上げます。

今日の日本は国全体から見ると素晴らしい速度で発展して行きます。しかしその速度が余り早過ぎるの

え努力しなければなりません。

わが田代町でも色々心配されるわけですが、町民心を一つに合せて「明るく、豊かで、住みよい」郷土にするため一歩一歩進んで行くならば、言いかえると、自分達の郷土を自分たちの手でつくり上げて行く努力をつみかさねて行く事に依つてのみ解決出来る

と考えます。今日よりも明日は進歩して行くと言う気構えで自分達の手で出来ることを一つ一つ積上げて行く事が解決の方向であると信じます。

幼児から成人に到る教育を振興する。学校の施設を充実し教師も生徒も勉学する意欲を持てる様な環境をつくり、成人には成人向けの社会教育の機会と場を与える、特に自ら進むと言う積極性を養う教育を振興する。

そのために特に社会教育の充実と、高校以下小学校に到る学校の施設設備を一つ一つ強化する。保健衛生、活動を徹底して健康な村づくりを進める。

道路や河川や耕地を新しい近代的な農業即、今日農家に普及して居る機械が完全に活動出来る様な

たちに整備をして行く。そしてその上に防災営農を確立して行く。

あらまし以上の様な事を進めて行って明るく豊かで住みよい村をつ

くって行きたいと思ひます。我々は人口の流出を心配しなければなりません、簡単に人口流出がとめられる様な方法はないと考

えて居り、辛棒強く各種の事業を進めて行く正攻法しかありません。具体的には学校関係では高校の施設の充実、田代中、大原小の屋内体操場の建設、各小学校の教育用教材の充実、社会教育の充実等を教

育面では進めたいと考えます。保健衛生面では従来のとおり各種療養の導入、蚊、はえの駆除、公営水道の拡張と給水区域の拡大或は川原地区児童の運動施設等をやる事に考えて居ります。

當農条件の改善については引つづき道路河川の改良を進め、更に構造改善事業、土地改良事業を進めて働き易い耕地の条件をつくり出す様に進めて参ります。

理想はすべての耕地に車が入れることだと考えて居ります。本町は台風常襲地帯でしかも山間にありますので産業的にも色々問題があります。

町面積の七七％は山林であり、耕

地拡大の方向も町や町民だけの力

で出来る限度があります。又現在花々しく登場して来るみかん等の成功条件は台風が少い事、降雨量が少い事が成功の条件になります。

田代の過去にみかんの成功例がない事はその条件が悪い証拠と考え

てよいでしょう。田代には田代なりの行き方があり山を利用した畜産特に和牛の徹底

した振興、煙草、茶、養蚕、早期水稲、等従来充分体験した防災営農に徹底する事です。

これ等の振興方策を進めて参ります。此のため、農業構造改善事業を今年から辺志切、鶴岡地区を主にした煙草作、大原地区を主にした和牛、について実行し、林業構造改

善事業に依る林道袖山線早瀬線扇畑線の建設、瀬戸口、猪ヶ倉地区の林省放牧、開拓地パイロット事業と云う事業で新田峠、大原地区の国有林を払下げて養蚕茶葉団地の造成、重岳附近の国有林を利用

した肉用牛繁殖育成センター事業、麓川改修に伴う麓地区水田の土地基盤整備事業等を主体にして進めて参ります。

四八〇町歩の町有林の約三二〇町歩は既に植林され、八〇町歩程度は防火林その他で残しますと、後八〇町歩位で終了します。

後十年したら町有林が大きく町財

ら事業等の実施などであり、注、これら事業は土地改良法に

基き土地改良区、市町村、農業協同組合等でも実施できます。

三、「その他法令によりその権限に属させた事項」とありますがこれは、食糧管理法に基き売渡米の予約申込に対し、町長が指示する

場合、生産者の予約と異なる数量を指示する場合に農業委員会の意見を聞かなければならないことになっております。

また、毎年行います農地取得資金や自作農維持資金の貸付適格認定申請書の受付、意見書の添付、借入後の農家指導等が自作農維持資金融通法および関係法令により取扱うことになっております。

以上の事項は、農業委員会の専属の事項とされておりますが、次の事項は、農業委員会で行うことができる事項とされております。

一、農地等の利用関係についてのあつせんや争議の防止に関する

こと。二、農地等の交換分合のあつせんや農地事情の改善に関する

こと。三、農業及び農村に関する振興計画の樹立並びに実施の推進に関する

こと。四、農業技術の改良、農作物の病害虫防除、そのほか農業生産の増進、農業経営の合理化及び農

民生活の改善に関する

こと。五、農業生産、農業経営、農民生活に関する調査研究。

六、農業及び農業者に関する事項についてのけいもう及び宣伝。

七、町内における農業及び農業者に関する事項について、意見を公表したり、他の行政庁（町役場等）に対して建議したり、またその諮問に答申すること等ができます。

以上のはか、市町村農業委員会のみでは解決できないことがらや県や国に対してのことがら等があり、ますので農業委員会の系統機関として、各県に県農業会議（市町村農業委員会の代表者も一員会議員として、その構成員になっている）、国に全国農業会議所（県農業会議の代表者もその構成員になっている）の組織がありまして、それぞれの段階で、それぞれの事項を処理しているのではありません。

昭和三十六年に制定されました農業基本法も、これら系統機関が組織を通じて努力し、力添えもあつて制定されたのでありますが、その前文に農業及び農業者が国家社会につくしてきた過去の使命をたたえ「農業従事者が他の国民各層と均衡する。健康で文化的な生活営むことができるようにすること、は、農業及び農業者の使命にこたえるゆえんであり、農業基本

法を定めて農業の向うべき新たな道を明らかにし、農業政策の目標を示す」とありまして①生産の選択的拡大②価格の安定③農業構造改善を三本の柱として「自立農家の育成と協業経営を助長する」として、「これこれの対策を講ずるものとす」と規定しており肉づけは今後にゆだねられているのであります。

農業構造改善は、事業として本町でも実施のはこびとなりましたが、これにもいろいろと不都合の面もあり、農業基本法という対策について毎年系統組織を通じて農家の皆さんに直接身近に役立っているものをつだけ申しますと土地家屋に対して課せられる固定資産税（町税）のことであります。

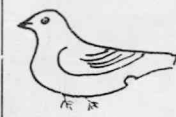
この税金は昭和三十九年度から評価額を引上げることににより、引上げられるところでしたが（農地以外は引上げられております）「農地は農業の生産の場であり、税金を引上げることは農業と他産業との格差正をねらった農業基本法の精神にも反するので農地に

対する固定資産税の引上げはしないではい」ということを全国農業会議所が自治省に申し入れして、農地に對する分に限って昭和三十八年度の評価額を基準にすることに決められております。

このほか農業委員会が行っている

香典返し

鴨戸野部落の大園助左エ門様は去る5月17日死亡されましたが、その忌明けに当り、御遺族大園スミエ様より田代町社会福祉協議会に金3,000円を香典返しにかえ御寄附下さいました。皆様とともにあつくお礼申し上げます。



政に役立って来ましよう。町は今財政的には一番苦しい時代ですが、財政のゆるす限り町開発のために投資を必要とする時代ですので無駄な支出を節約し投資をつづけなければなりません。町民一人一人の方々の積極的な活動をお願いすると同時に、執行の責任を負って居る役場職員一人一人が町民のよき奉仕者としての自覚を持つ様な職員の訓練と教育を徹底します。明るく豊かで住みよい郷土は自分たちの手でつくり上げる様努力しようではありませんか。時節柄お互健康に充分注意しましょう。

今年度は国民年金の

再計算期です

拠出制、老令年金は月額五〇〇

〇円に（現行月二〇〇〇円）

保険料は一〇〇円が二〇〇円

一五〇円が二五〇円に

▲ あなたは何かの年金制度にはいつているはずですが？……どうですか。

日本国民のすべてが厚生年金保険、官公署の各種共済組合或は、国民年金に入っていないならばなりませんが、あなたの部落や家族で会社等やめて帰省中の人が国民年金に入っていないと言う人はいまいせんか、役場ではこのような人が「二〇才」になった人達に届をするよう各人宛通知していますが、なかなか自主的届出がありません。自分の家族に未加入者がいたらすぐに届をするよう奨めて下さい。

大部分の人が「自分は六五才までは長生きできないから、恩給なんかいらぬ」と言う人があります。果してそうでしょうか、現在田代町で国民年金の老令福祉年金をうけている人が二八〇人（七〇才以上）金額は障害母子を合せて約四百万円、若い人の納める保険料は約三百万円、国庫から出る方がずっと多いわけです。国民年金は社会保険方式を取り入れて、国

と国民が力を合せて国民の防衛を

図る制度ですからお互いに協力し合って行かなければいけないと考えます。

▲ 免除の申請はすみしましたか

国民年金では生活の苦しい人達のために保険料の免除制度があります。免除をうける人達は年々へりつつあり、大変良いことですが万一、納められない人がこの申請をおこたっていると、老令年金は勿論、思わぬ事故等があった場合、障害年金とか母子年金がもらえなかったりする場合がありますので、どうしても納められない方は免除の申請をして下さい。この場合は「新しい手帳と印鑑を御持参下さい。

▲ 三六才以上の国民年金未加入者で国民年金に該当する人は今年度は是非加入を。

国民年金法では最低二五年の納付又は免除を要件としていますが年令的に六〇才までに二五年納められない人がいます。

例えば昭和五年四月二日、十六年四月一日に生れたものは四一年度で満三六才にはなりますが、六〇才に達するまでは後二四年しかありません。そこでこのような

人は昭和四〇年四月にさかのぼって納付或は今後免除をしていかなければ老令年金ももらえないこととなります。又、昭和四年四月二日、五年四月一日までに生れたものは二四年、その次の満三八才の人は二三年と言うように一〇年まで短縮されていますが何れも一年づつ足りませんから昨年にさかのぼって納めて行かないと将来大変なことになります。将来は国民一人一人が老人になれば何れかの年金制度から年金をうけて生活する

農家のみなさん!!

七月十五日は農業委員の選挙です

農業委員は農業者の代表者です。

選挙にあたって次のような人を選びましょう。

1. みなさんの意見をよく聞いてくれて、また地域の農家の実態をよく知っていて、それらの問題を町の農業行政に反映させ、農家の利益を守ってくれる人。

2. 農家の動きや近代的な技術経営にも知識をもち、進んでとり入れる工夫のできる人。

3. 実行力が盛んで、農業の近代化などすべての仕事に積極的に取り組みむ人。

4. 人格が円満で、しかも正義感が強く公正な人。

※農業委員会委員の選挙は公職選挙法によるので、自分一人※することがはたくさんありますが、またの機会にゆづります。

ようになるのですから、自分一人※することがはたくさんありますが、またの機会にゆづります。

▲ 福祉年金の所得状況届をまだ出してない人は早目に

福祉年金をうけている人は、毎年五月から六月にかけて所得状況届をするわけですが、このために国民年金証書を役場に提出することとしていますが、まだ四〇名位の人が未提出です。早く出すようにして下さい。

選挙が準用されます。

1. 選挙権及被選挙権

(1) 当該農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年令満二十才以上の者である。

の十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者

(4) のに掲げる者と同居している親族またはその配偶者であって年間おおむね六十日以上耕作の業務に従事していると、農業委員会が認める者。

(5) 十アール以上の農地につき、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員又は、社員であって、年間おおむね六十日以上耕作の業務に従

事していると、農業委員会が認める者。

以上のような、いろいろのことがらを行ない耕作農民の利益代表機関としての大切な農業委員会を構成する委員を選ぶ選挙であります。七月十五日の農業委員会委員選挙には棄権することなく、農業委員として立派な人を選んでいただきたいと思ひます。

農業委員会書記 平原

事していると農業委員会が認める者

注 年令は選挙の期日（四十一年七月十五日）で算定する。

2. 投票所

投票所は第一投票区（麓地区）は役場会議室で、第二投票区（川原地区）は川原保育園で、第三投票区（東部地区）は西大原公民館です。

3. 不在者投票

一般の選挙（公職選挙法適用）と同じく選挙の当日自ら投票所へ行けない者については選挙期日の告示（七月八日）から選挙期日の前日（七月十四日）までに不在者投票ができます。

4. 代理投票

身体上の故障又は文盲に因り、自ら候補者の氏名を記載することができない人は代理投票をさせることができます。

